

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	大 子 町

※計画期間 令和 7 年度～令和 9 年度（3 年間）

大子町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大子町農林課鳥獣被害対策室
所 在 地 茨城県久慈郡大子町大字北田気 6 6 2
電 話 番 号 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 2 8
F A X 番 号 0 2 9 5 - 7 2 - 1 9 6 8
メールアドレス nourin@town.daigo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ・タヌキ・キョン・カワウ・カラス・アオサギ・ヒヨドリ・キジバト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大子町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、りんご、こんにゃく、じゃがいも、かぼちゃ、サツマイモ、たけのこ、里芋、飼料作物、椿の新芽、人家の庭や土手、道路法面などの掘り起こし、通学路に出没	面積 18a 金額 200千円 ※水稲被害のみ農業共済組合調べ
ニホンジカ	スギ、特にヒノキ植林木、農作物（想定被害）	面積 0a 金額 0千円
ハクビシン	りんご、すいか、かぼちゃ、トウモロコシ、トマト、桃、梨、柿、人家屋根裏への侵入	面積 0a 金額 7千円
アライグマ	りんご、すいか、桃、梨、トウモロコシ、トマト、柿、人家屋根裏への侵入	面積 0a 金額 0千円
アナグマ	すいか、かぼちゃ、トマト、トウモロコシ、倉庫侵入や住宅敷地に出没	面積 0a 金額 0千円
タヌキ	すいか、トウモロコシ、トマト、サツマイモ、人家屋根裏、床下への侵入	面積 0a 金額 0千円

キョン	—	面積 金額	0 a 0 千円
カワウ	鮎、川魚の捕食	面積 金額	0 a 0 千円
カラス	りんご、桃、梨、柿、 家畜飼料の集団食害	面積 金額	0 a 1 2 千円
アオサギ	川魚捕食、稲の踏み倒し	面積 金額	0 a 0 千円
ヒヨドリ	りんご、桃、梨、柿、ブ ルーベリー	面積 金額	0 a 0 千円
キジバト	水稻、豆類、トウモロ コシ、野菜	面積 金額	0 a 0 千円

※カワウ、アオサギ、ヒヨドリ、キジバトについては1件当たりの被害が僅少で額の算定が困難。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

年間を通じて、水稻、果樹、野菜、いも類などの農作物に大きな被害が発生している。捕獲頭数が増加してはいるものの、被害は町内全域で発生している。水田の畦畔や牧草地内の掘り起こし、および家畜飼料の食い荒らし等の農作物以外の被害も発生し、農業者の営農意欲の減退を招く一因となっている。

防護柵等を設置して被害防止対策を実施しているが、隙間から侵入することもあり、近年は楮の新芽を食害する被害が多く発生し和紙原料の減収、住宅の庭や土手、道路法面などの掘り起こしなどの生活被害や学校の通学路への出没など人的被害が危惧される。

②ニホンジカ

近年、八溝山周辺地域で目撃例が多く、スギやヒノキの植林木の食害は確認されていないが、侵入、定着すると森林、農作物被害が想定される。

③ハクビシン

ハクビシンによる農作物の被害は町内全域で発生している。

りんご、すいか、かぼちゃ、トウモロコシ、トマト、桃、梨、柿などの農作物に被害が発生し、住宅の屋根裏に侵入し生活被害も発生している。

④アライグマ

りんご、すいか、桃、梨、トウモロコシ、トマト、柿

近年、ハクビシンの有害駆除で箱わなに捕獲されることがあり、ハクビシンの被害と似ているため、実態は把握出来ていないものの侵入・定着すると被害拡大が想定される。

⑤アナグマ

すいか、かぼちゃ、トマト、トウモロコシなどハクビシンの被害に似ているため実態は把握出来ていないものの、近年、市街地の住宅敷地で目撃例が多く、農作物の被害が予想される。

⑥タヌキ

すいか、トウモロコシ、トマト、サツマイモなどハクビシン、アライグマの被害に似ているため実態は把握出来ていないが、市街地での目撃や人家屋根裏、床下への侵入例も多く報告されており、農作物の被害が予想される。

⑦キョン

町内においては現時点での個体の目撃、被害情報はないが、県南部を中心に個体が確認され始めており、生息域の拡大により、今後被害が発生する恐れがあることから、侵入初期段階からの早期対策が必要である。

⑧カワウ

町内を流れる久慈川において鮎を食害し、水産業および観光業に影響を及ぼしている。

毎年、鮎の遡上前から漁協により追い払い等を実施しているが、被害防止は限定的で捕食されている。

⑨カラス

特産品であるりんごを中心として、町内全域で被害が発生している。

防鳥ネット等により被害防止対策を実施しているものの、収穫期のりんご、桃、梨、柿に被害が発生している。

⑩アオサギ

川魚等

近年、町内全域で川魚が捕食されており、生態系に大きな影響が想定される。

また、水田での捕食の際、苗を踏み倒す被害も発生している。

⑪ヒヨドリ

りんご、桃、梨、柿、ブルーベリー

防鳥ネット等で被害防止対策を実施しているものの、収穫期のりんご、桃、

梨、柿、ブルーベリーに被害が発生している。

⑫キジバト

水稻、豆類、トウモロコシ、野菜

特に稲の収穫期における食害が多く発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
イノシシ	水稻18a 200千円	水稻10a 110千円
ニホンジカ	0a 0千円	0a 0千円
ハクビシン	0a 7千円	0a 4千円
アライグマ	0a 0千円	0a 0千円
アナグマ	0a 0千円	0a 0千円
タヌキ	0a 0千円	0a 0千円
キョン	0a 0千円	0a 0千円
カワウ	0a 0千円	0a 0千円
カラス	0a 12千円	0a 7千円
アオサギ	0a 0千円	0a 0千円
ヒヨドリ	0a 0千円	0a 0千円
キジバト	0a 0千円	0a 0千円

※いばらき広域農業共済組合提供水稻被害のみ記載

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲隊による銃器、わなでの捕獲活動をしている。平成２７年度より鳥獣被害対策実施隊を設置し、農業者へのわな猟免許取得の補助を行っている。 イノシシ用箱わなを平成２５年度から導入し、令和５年度現在で２９９基を配備し、くくりわなと合わせて捕獲を推進している。 また、実施隊員の高齢化による捕獲活動の負担軽減のため、専門家による捕獲技術講習会と集落環境診断（２地区）を実施し、被害状況、防止対策、地域の課題をとりまとめ、情報共有し、被害防止対策を実施	捕獲隊員の高齢化、後継者不足が進んでおり、新規狩猟者の確保が必要である。 福島原発事故の放射能問題によるイノシシ肉の出荷制限がいまだに解除されないため、捕獲圧低下を防止するため捕獲助成金を交付している。 捕獲者、農家ともに高齢化が進み、捕獲者の負担が多く、耕作放棄地が増加してイノシシの生息環境が年々拡大し、捕獲による被害の軽減が下げ止まりの状況であり、今後はＩＣＴ機器を導入して効率的な捕獲が課題。

	した。	ニホンジカについては生息状況の確認が課題。
防護柵の設置等に関する取組	農作物被害防護柵設置補助金として、電気柵、トタン板、金網等の資材購入費の1/2を町で補助（上限額：個人20,000円、共同100,000円） 併せて、県上乘補助（上限額：個人20,000円、共同60,000円）	地域における自己防衛の意識を高めるような啓発活動が必要である。 集落環境診断で得られた地域の課題を基に、侵入防止柵の適切な管理により被害の軽減を図る。
生息環境管理その他の取組	一地区をモデルに、耕作放棄地を利用して、緩衝帯整備を集落住民と共に取組んでいる。	地域における集落住民の高齢化や、人手不足が課題である。

（５）今後の取組方針

近年のイノシシの捕獲状況については、約９割がわなによる捕獲であり箱わな等の資材整備を積極的に導入することで、更なる被害対策が期待できる。

また、有害鳥獣捕獲に加え、地域ぐるみでの捕獲活動や、侵入防止柵の設置による自主防除の推進が効果的であり、その活動を支援する。

実施隊員の後継者確保のため、わな猟狩猟免許の取得費用補助を継続し、捕獲技術講習会の開催、ICT機器の導入による捕獲の効率化、侵入防止柵の設置費用補助を継続し被害の軽減を図り、集落環境診断を実施したモデル地区の継続した取組による地域ぐるみの対策を推進する。ニホンジカを目撃情報の収集とセンサーカメラによる調査を行い侵入経路の特定に取り組む。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊本隊員４０名と町職員３名（事務局）及びわな部隊員を対象鳥獣捕獲員に任命し、本隊とは業務委託契約により年間を通じて有害捕獲を行い、わな部隊員は４月１日から１１月１５日までの有害捕獲に区分して実施する。本隊員はわな部隊員が捕獲したイノシシの銃器等による止め刺し、箱わな等の設置指導、簡易な囲いわなの考案や設置指導、防護柵等の設置指導等を実施する。また、町独自の被害対策として猟友会大子支部会員が猟期中に大子町内で捕獲したイノシシに助成金を支給して、更なる被害防止を図る。

なお、イノシシは学習能力が高く、わなで捕獲出来ない個体は、巻き狩りによる捕獲が有効であり、散弾銃及びライフル銃を必要とするため、対象鳥獣の捕獲

に積極的に従事する人材の確保を図る。

ニホンジカは鳥獣被害実施隊の有害駆除により予察捕獲を継続して実施する。

また、鳥獣被害対策実施隊本隊との委託契約により、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、キョンについては、銃器及び箱わな等を用いた捕獲を行い、カワウ、カラス、アオサギ、ヒヨドリ、キジバトについては、銃器による捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年～ 令和９年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ アナグマ タヌキ キョン カワウ カラス アオサギ ヒヨドリ キジバト	国の鳥獣被害防止総合対策交付金及び茨城県鳥獣被害防止促進補助金を活用し、捕獲活動に必要な機材等の整備や有害捕獲活動を推進する。 農業者へ狩猟免許取得の補助。 ＩＣＴ機器の導入による捕獲者の負担軽減を図り、効率的な捕獲を行う。 わな猟狩猟免状の取得費用補助（毎年１０名程度）による人材確保を図る。 また、捕獲技術講習会を開催して捕獲の効率化と住宅街へ出没する個体の侵入防止対策や、人的被害の未然防止、広報等を活用して野生動物の生態、生物多様性等積極的な普及啓発に努める。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

第１３次鳥獣保護管理事業計画、茨城県イノシシ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）に基づく有害駆除の実施により捕獲圧を高め生息域と農作物被害を減少させ、耕作放棄地を利用して森林と農地の緩衝帯の設置、地域ぐるみの被害防止対策を実施する。

ニホンジカについては、茨城県ニホンジカ管理方針（第二種特定鳥獣管理計画）に基づき、有害駆除により予察捕獲を継続して実施する。

ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキについては、町内全域で農作物被害や家屋侵入等が発生し、その件数も増加傾向にある。捕獲計画数は、過去の実績と今後想定される被害を踏まえ設定する。

キョンについては、町内においては現時点での個体の目撃、被害情報はないが、生息域の拡大により、今後被害が発生する恐れがあることから、想定される被害を踏まえ設定する。

カワウ、カラス、アオサギ、ヒヨドリ、キジバトについては、鮎や、りんご、稲を中心とした農作物被害が報告されているため、その防止を目的とした銃器による

捕獲を行う。捕獲計画数は、過去の実績と農作物被害状況等を踏まえ設定する。

対象鳥獣	捕獲数		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	１３７頭	２０３頭	２４９頭
ニホンジカ	－ 頭	－ 頭	１ 頭
ハクビシン	６２頭	５４頭	９２頭
アライグマ	－ 頭	７ 頭	６ 頭
アナグマ	－ 頭	－ 頭	－ 頭
タヌキ	－ 頭	－ 頭	－ 頭
キョン	－ 頭	－ 頭	－ 頭
カワウ	６羽	６羽	２４羽
カラス	２羽	４７羽	６４羽
アオサギ	－ 羽	－ 羽	－ 羽
ヒヨドリ	－ 羽	１９羽	２１羽
キジバト	－ 羽	－ 羽	－ 羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	６００頭	６００頭	６００頭
ニホンジカ	２０頭	２０頭	２０頭
ハクビシン	１００頭	１００頭	１００頭
アライグマ	５０頭	５０頭	５０頭
アナグマ	２０頭	２０頭	２０頭
タヌキ	２０頭	２０頭	２０頭
キョン	１０頭	１０頭	１０頭
カワウ	５０羽	５０羽	５０羽
カラス	２５０羽	２５０羽	２５０羽
アオサギ	２０羽	２０羽	２０羽
ヒヨドリ	１００羽	１００羽	１００羽
キジバト	１００羽	１００羽	１００羽

捕獲等の取組内容

イノシシ及びニホンジカは、大子町全域で大子町鳥獣被害対策実施隊により、年間を通じて有害鳥獣捕獲を行う。

捕獲方法は、箱わな、くくりわな、囲いわな等を主体とするが、散弾銃及びライフル銃を使用して巻き狩りによる被害個体の捕獲も実施する。

イノシシ、ニホンジカ以外の対象鳥獣については、大子町全域において被害状況を考慮して、必要に応じて銃器とわなによる捕獲を実施する。

なお、生活被害や人的被害の恐れがある個体については、捕獲による被害防止対策を優先して実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシは学習能力が高く、人慣れした個体はわなで捕獲出来ないことが多く、日中でも人家付近に出没して農作物被害を多く発生させ、人を威嚇することもあり、捕獲時の危険性も高い。

また、ニホンジカは近年、八溝山周辺地域で目撃例が多く、スギやヒノキの植林木の食害が予想されるため、有害駆除により予察捕獲を継続して実施する必要がある。

これらを効果的かつ安全に捕獲するため、鳥獣被害対策実施隊により、大子町全域で、年間を通じて、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃等を使用した巻き狩りによる捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大子町全域	22種の権限移譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン アライグマ アナグマ タヌキ キョン	農作物被害侵入防止柵設置（電気柵、侵入防止柵等） 大子町全域 整備計画 28ha 41,000m	農作物被害侵入防止柵設置（電気柵、侵入防止柵等） 大子町全域 整備計画 28ha 41,000m	農作物被害侵入防止柵設置（電気柵、侵入防止柵等） 大子町全域 整備計画 28ha 41,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ハクビシン アライグマ アナグマ	侵入防止柵を良好な状態で管理するため、設置者に対し、漏電防止のための定期的な草刈やメンテナンスなど、取り扱いの指導を徹底する。		

タヌキ キョン	
------------	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年～ 令和9年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ アナグマ タヌキ キョン カワウ カラス アオサギ ヒヨドリ キジバト	被害防止に向けた集落環境づくりのため、収穫物の残さ等を放置しないなど、農業者等に対して注意喚起を図る。 また、定期的な刈払いや適切な除間伐等の実施による緩衝帯の整備を行っていく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大子町鳥獣被害対策実施隊	現地調査、鳥獣の捕獲等
茨城県猟友会大子支部	現地調査、鳥獣の捕獲等
茨城県県北県民センター	状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言
大子警察署	現地調査、銃器等の取扱いに係る指導・助言
大子町教育委員会	園児、児童、生徒の安全確保、学校との連絡調整
大子町	各関係機関との連絡調整、町民への注意喚起
大子町森林組合	被害の把握、被害情報の共有等
常陸農業協同組合	被害の把握、被害情報の共有等

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態発生の際は、大子町農林課、大子町教育委員会、大子町鳥獣被害対策実施隊、茨城県猟友会大子支部、茨城県県北県民センター、大子警察署の間で速やかに情報共有し、現場参集のうえ周辺の安全を確保する。必要に応じて警戒巡回、関係機関の協議による緊急的な捕獲を実施する。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適正な処理を実施するため、大子町環境センターでの焼却処分を原則として、搬出困難等の場合に限り土地所有者の承諾を得て埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	出荷制限解除後に、地域の状況を踏まえたうえで、食品、その他の利用を検討する。 県内では野生イノシシの豚熱感染事例が相次いでいるため、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」など、捕獲した対象鳥獣の有効利用に向けて近隣自治体との連携により検討を進める。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大子町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大子町鳥獣被害対策実施隊	捕獲実施者、有害鳥獣に関する情報提供
茨城県猟友会大子支部	捕獲実施者、有害鳥獣に関する情報提供
大子町森林組合	有害鳥獣に関する情報提供
常陸農業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供
茨城県県北県民センター	鳥獣被害対策に関する助言、指導
大子警察署生活安全課	銃器使用及び事故防止指導
いばらき広域農業共済組合	鳥獣被害に関する情報提供
大子町農林課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	国有林森林生態系の専門的助言、指導
茨城県農林水産部農地局農村計画課	鳥獣被害対策に関する助言、指導
茨城県県民生活環境部環境政策課	鳥獣保護管理に関する助言、指導
茨城県農林水産部畜産課	野生イノシシ等家畜伝染病に関する助言、指導
茨城県県北農林事務所	鳥獣被害対策に関する助言、指導
茨城県県北県民センター	鳥獣保護管理に関する助言、指導
茨城県県北家畜保健衛生所	野生イノシシ等家畜伝染病に関する助言、指導
久慈川漁業協同組合	現地調査、情報提供、追い払い等の実施
茨城県イノシシ等被害防止対策協議会	情報交換、研修会等の実施
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	一斉捕獲、研修会等の実施
茨城県ニホンジカ情報連絡協議会	情報交換、研修会等の実施
茨城県カワウ対策協議会	情報交換の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度に大子町鳥獣被害対策実施隊を設置済。

本隊は民間隊員40名と町農林課鳥獣被害対策室職員3名（事務局）で管轄区域を4班体制とし、隊長（猟友会大子支部長）、副隊長（猟友会大子支部副支部長2名）、班長4名を置き各班10名程度で編成し、民間隊員は町の非常勤職員として町長が任命する。

また、わな部隊隊員は農家の自衛を目的に、わな猟狩猟免許所持者を対象として、加入申請により有害駆除期間のイノシシ捕獲に限り町の非常勤職員として特別に町長が任命する。

本隊員、わな部隊隊員ともに猟友会大子支部から推薦を受けた者とし、任期は1年間とする。

大子町鳥獣被害対策実施隊本隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、対象鳥獣の捕獲、わな部隊隊員へ

の箱わな等設置指導、防護柵の設置指導等に従事するほか、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

設置済みの囲いわなを有効に利用しつつ、実施隊、わな部隊、集落、町で情報共有し、それぞれの役割分担を明確化して地域ぐるみでの被害防止対策に取り組む体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

わな猟免許取得への補助を実施。

継続して捕獲技術講習会を開催し、捕獲の効率化を図る。

また、近隣市町と情報共有を図り、連携して鳥獣被害対策を実施する。